

住宅防火

いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
(地震の際、自動で電気を遮断する感震ブレーカーについては、「家具転倒防止等対策費補助金」の対象となりますので、家具転倒防止対策と併せてご活用ください。)

※補助金のご活用の際は、一度、情報防災課までご連絡ください。

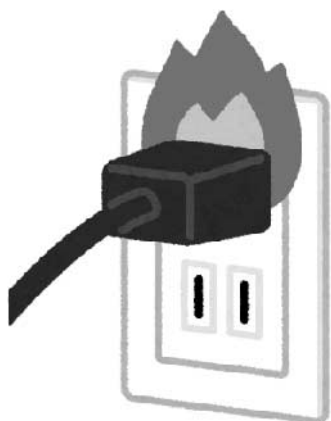
お問い合わせ

【本庁】情報防災課 消防防災係

☎ 43-2188

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113



- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

消防団員募集



◆消防団の活動って？

消防団は、消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。消防団の活動は消火ではありません。地域における防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

近年は女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

◆消防団の位置づけ

火災や大規模火災発生時に現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動・救助活動をおこなう非常勤特別職の地方公務員です。

◆消防団に入るには

黒潮町には14の分団があります。町内に在住の方、または職場が町内にある方が入団可能です。

詳しくはお住まいや職場を管轄する分団、または本庁 情報防災課 消防防災係(☎ 43-2188)までご相談ください。